

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和5年3月16日（木）

午後2時15分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第10号 和解について

報告第11号 和解について

3 議 事

議案第4号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について 【非公開案件】

議案第5号 さいたま市教職員（管理職）の人事について 【非公開案件】

議案第6号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 さいたま市博物館協議会委員の任命について 【非公開案件】

議案第8号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について 【非公開案件】

4 閉 会

報告第10号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和5年3月16日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

和解について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時
代理する。

令和5年2月14日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

和解について

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、和解をすることについて、市長に申出するものです。

議案第94号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

1 和解の内容

- (1) 乙は、甲に対し、和解金として103,443,758円を支払う。
- (2) 乙は、甲に対し、(1)の金員を、本和解が成立した日から起算して10日以内に、甲が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 乙が、(1)及び(2)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、甲は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。乙は、(1)及び(2)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する(2)の支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (4) 甲と乙は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、甲と乙との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

2 当事者 甲

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

乙

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

3 事件の概要

甲と乙が、令和3年12月27日に締結した「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約について、乙の事業廃止に伴い電力供給を受けるこ

とができなくなったことにより、甲が被った損害の賠償を乙に求めた
もの

議案第94号 和解について

1 電気需給契約の概要

契約名	さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）
契約期間	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで
契約金額	基本料金と電力量料金の「単価」を契約上で定めて算出
相手方	株式会社ウエスト電力

2 経緯

令和3年12月27日	1の契約を締結。
令和4年1月1日	電気需給を開始。
令和4年4月7日	事業者から「電力小売り事業の廃止のお詫びとお知らせ」（4月30日までに原契約に基づく条件での供給を停止、5月1日から6月30日までは「市場連動型プラン」にて電気を供給、それ以降は全ての供給を停止すること）の文書を受ける。
令和4年4月27日	市から事業者に4月30日付けで契約を解除する旨の通知を送付。
令和4年5月12日	事業者から違約金と損害賠償の免除に関する請願書を受ける。
令和4年5月13日	市から違約金請求に係る通知を送付。
令和4年5月25日	事業者から違約金の支払いを受ける。
令和4年6月3日	事業者から違約金を支払った旨及び損害賠償の免除の要望書を受ける。
令和4年12月21日	事業者から和解締結に向けて早期の対応をお願いする文書を受ける。
令和5年2月3日	事業者から和解内容と和解金額が提示された和解の要望書を受ける。

契約解除通知送付以降、市として、まずは違約金を確保し、その後、
①損害額の程度
②他市の状況等
③事業者の過失の程度を考慮しながら、損害賠償請求を検討してきた

3 和解金額と損害見込額

(単位：円)

電気供給契約単位	違約金 (解除後の残期間の電力使用料の1/10相当額)	和解金 (契約上の電力使用料2か月分相当額)	違約金＋和解金	損害見込額 (実際に要した電力使用料－契約継続した場合の使用料)	差額
小・中・特別支援学校等163施設	45,818,410	103,443,758	149,262,168	456,300,286	▲307,038,118

4 和解する理由

- 相手方が7億4千万円超の債務超過の状況であること、世界的な電力高騰の事情を勘案した場合の相手方の過失の程度を考慮すると、訴訟を提起したとしても和解金額以上の金額の回収は、困難なものであると考えられること。
- 相手方は、株式会社ウエストホールディングスの完全子会社（株式保有率100%）であるが、親会社は別法人格であるため、親会社に請求することはできないこと。
- 他市等の状況を確認すると、和解に応じている自治体が相当数あり、確認できる自治体の内容としては電気使用量の2か月分相当額で和解契約を締結していること。
- 相手方が破産等をする可能性があり、速やかに対応をする必要があること。

報告第11号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和5年3月16日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

和解について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集する
いとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいた
ま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時
代理する。

令和5年2月14日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

和解について

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需要契約に関し、和解をすることについて、市長に申出するものです。

議案第95号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

1 和解の内容

- (1) 乙は、甲に対し、和解金として12,661,020円を支払う。
- (2) 乙は、甲に対し、(1)の金員を、本和解が成立した日から起算して10日以内に、甲が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 乙が、(1)及び(2)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、甲は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。乙は、(1)及び(2)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する(2)の支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (4) 甲と乙は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、甲と乙の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

2 当事者 甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

乙 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

3 事件の概要 甲と乙が、令和3年12月13日に締結した「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約について、乙の事業廃止に伴い電力供給を受けることができなくなったことにより、甲が被

った損害の賠償を乙に求めたもの

議案第95号 和解について

1 電気需給契約の概要

契約名	さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気
契約期間	①低圧供給 令和4年2月の検針日から令和5年2月の検針日の前日まで ②高圧供給 令和4年2月1日から令和5年1月31日まで
契約金額	基本料金と電力量料金の「単価」を契約上で定めて算出
相手方	株式会社ウエスト電力

2 経緯

令和3年12月13日	1の契約を締結。
令和4年2月1日	電気需給を開始。
令和4年4月7日	事業者から「電力小売り事業の廃止のお詫びとお知らせ」（4月30日までで原契約に基づく条件での供給を停止、5月1日から6月30日までは「市場連動型プラン」にて電気を供給、それ以降は全ての供給を停止すること）の文書を受ける。
令和4年4月27日	市から事業者に4月30日付けで契約を解除する旨の通知を送付。
令和4年5月12日	事業者から違約金と損害賠償の免除に関する請願書を受ける。
令和4年5月13日	市から違約金請求に係る通知を送付。
令和4年5月25日	事業者から違約金の支払いを受ける。
令和4年6月3日	事業者から違約金を支払った旨及び損害賠償の免除の要望書を受ける。
令和4年12月21日	事業者から和解締結に向けて早期の対応をお願いする文書を受ける。
令和5年2月3日	事業者から和解内容と和解金額が提示された和解の要望書を受ける。

契約解除通知送付以降、市としては、まずは違約金を確保し、その後、
①損害額の程度
②他市の状況等
③事業者の過失の程度を考慮しながら、損害賠償請求を検討してきた。

3 和解金額と損害見込額

(単位：円)

電気供給契約単位	違約金 (解除後の残期間の電力使用料の1/10相当額)	和解金 (契約上の電力使用料2か月分相当額)	違約金+和解金	損害見込額 (実際に要した電力使用料-契約継続した場合の使用料)	差額
公民館43館	4,796,818	12,661,020	17,457,838	34,021,831	▲16,563,993

4 和解する理由

- 相手方が7億4千万円超の債務超過の状況であること、世界的な電力高騰の事情を勘案した場合の相手方の過失の程度を考慮すると、訴訟を提起したとしても和解金額以上の金額の回収は、困難なものであると考えられること。
- 相手方は、株式会社ウエストホールディングスの完全子会社（株式保有率100%）であるが、親会社は別法人格であるため、親会社に請求することはできないこと。
- 他市等の状況を確認すると、和解に応じている自治体が相当数あり、確認できる自治体の内容としては電気使用量の2か月分相当額で和解契約を締結していること。
- 相手方が破産等をする可能性があり、速やかに対応をする必要があること。

議案第6号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和5年3月16日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(名称等) 第2条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格、 <u>通学区域及び学級数は、別表のとおりとする。</u>						(名称等) 第2条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格及び <u>通学区域は、別表のとおりとする。</u>					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]
	中学部										
	高等部										
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]
	中学部										
	高等部										
学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は18学級を上限とする。											

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

さいたま市立特別支援学校の学級数の上限を示すため、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、令和5年4月1日です。